

第4回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年8月8日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

第4回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年8月8日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	穴倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 大網白里農業振興地域整備計画の変更（随時変更）に
ついて

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～3）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1～4）

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～7)

第10 報告第4号 千葉地方裁判所からの照会について
(整理番号1)

第11 報告第5号 転用事実確認証明について
(整理番号1)

第12 報告第6号 違反転用に係る是正勧告書及び軽微な農地改良の届出に係
る行政指導書の送付について

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主任書記	戸田久子
主任書記	小田切基樹	主任書記	酒井 総

◎開 会

○議長 ただいまより、第4回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので、第4回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、内山充弘委員及び中村和敏委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の戸田主任書記を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は細草字新山、地目、畑の1筆、面積、3,097平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中付近に1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから5ページまでとなります。

次に、整理番号2、申請地は、星谷字上星谷、地目、畑の2筆、合計面積565平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

申請理由は、権利者は自作地の隣地であるため、義務者は高齢のためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、右下付近に1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料6ページから9ページまでとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は清名幸谷字五ツ定及び字屋敷、地目、田の3筆、合計面積3,010平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中付近に1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料10ページから15ページまでとなります。

なお、整理番号1から3の権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定の面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から3の案件につきましては、一括して今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、最初に整理番号1から報告いたします。

7月31日申請地は小倉推進委員さんと、現地を確認し、権利者、義務者には電話での対応となりました。

内容は事務局の説明のとおりです。

現場を見たところ、既にネギの作付がされておりました。何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

続いて、整理番号2、同じく7月31日、小倉推進委員さんと権利者にお会いし、義務者

には電話での対応となりました。前からネギを作っておりまして、非常に義務者も高齢者であり、このような申請になったということです。権利者においては地区での若いリーダーとして、農業経営を頑張っている認定農業者でございます。何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号3、7月31日、齋藤推進委員さんと現地を見た後、権利者にお会いしてまいりました。義務者はもう自分のところでは農業をやっていないということでありまして、今回、お隣の権利者に売買をして申請をさせていただけないかということで、その話が出たということで、何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより、整理番号1から3について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

申請地は、大網字笹塚、地目、田の1筆、面積204平方メートルを売買により所有権を移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

なお、隣接地を含む全体の事業計画面積は、1,225平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、左の上付近に2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、16ページから24ページまでとなります。

事業を行う理由といたしましては、昨年、同一の権利者及び義務者におきまして、隣接地を長屋住宅用地とする農地法第5条の許可を受け、所有権を移転する登記が完了しているところでございますが、東側の水田との高低差を緩やかにするため、当該申請地を追加して計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、今回の申請において新たな所要額は発生しない資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、碎石及び土砂による埋立てを行い、土地境界線上にコンクリートブロックを設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雨水は雨水ますを設けまして、隣接地の雨水ますを経由して南側の排水路へ放流する計画であり、当該土地改良区の排水同意書の写しが添付されています。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号1の調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

まず、議案となっておりますこの農地、田んぼにつきましては、去る令和3年10月総会におきまして、2階建ての長屋住宅用地としてご同意のあった隣接地でございます。その後この長屋住宅用地の隣に別件でこの田んぼを含めた建売分譲住宅7棟分の開発事業が計画されておまして、売買による所有権移転の申請があり、令和4年1月総会におきまして、一度、許可相当とされたところでございます。しかしながら、この開発事業が途中で中止となりまして、当然、農地の売買も取りやめとなった経緯がございます。

なお、調査結果でございますけれども、現地につきましては、去る7月29日に確認をいたしましたところ、一旦、埋立てが行われた様子ございましたが、現状は掘削をされておりまして、元に戻されたような形がありました。

また、義務者及び権利者につきましては遠方のため、電話での確認調査を行ったところでございます。まず、権利者につきましては、7月29日に権利者の代理人に話を伺いましたところ、隣接で計画されておりました建売分譲住宅が取りやめとなり、田んぼが埋まらない状況が発生したと、そのようなお話をされました。このままでは東側に大がかりな土留め工事が必要なことから、土留めを低くすることを目的として、新たに申請地を取得し、段差をつけた造成を行い、勾配を緩やかにしたいと、そのようなお話がございました。

次に、義務者につきましても7月29日に確認をいたしましたところ、もともとは地元の方でございまして、まず、田んぼが遠いこと、さらに建売分譲住宅用地として形状の悪い田

んぼが処分できると思っていたところ、取りやめとなってしまう、困惑をしていたということでございます。再度、購入者が現れましたので譲渡したいとのことでもございました。このように譲渡することに間違いはないので、よろしくお願ひしたいとのことでもございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われませんが、慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号(利用権設定)(整理番号1～4)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

事務局から議案第3号の整理番号1から4について、説明をお願ひいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は2人、利用権の設定をする者は4人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が18筆で、面積3万7,339平方メートル、畑はございませんので、合計面積は同じく3万7,339平方メートルでございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別は、新規1件、更新が3件の合計4件でございます。

整理番号1から4までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、柳橋、田が1筆、1,593平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新。

整理番号2、柳橋、田が1筆、1,633平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号3、上谷新田、田が4筆、7,323平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、更新。

整理番号4、細草及び四天木、田が12筆、2万6,790平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から4につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査結果の報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号4の案件について、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号4について、調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

調査は、7月31日に市東推進委員と借受人とお会いし、貸付人には電話で確認し、申請に間違いのないとのことでした。貸付人は年齢などのことから以前より耕作を頼める人を探していたそうです。借受人とは以前より知り合いで、借受人が近くまで耕作しに来ていることから、耕作の依頼をしたそうです。そして今回の申請に至ったとのことでした。

施設、機械も整っており、特に問題ないと思いますが、慎重な審議をお願いいたします。
以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から4について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から4の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から4の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号

○議長 次に、日程第6、議案第4号、大網白里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局から議案第4号の案件番号、編入1及び除外1について、説明をお願いいたします。

なお、説明に当たり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 それでは、初めに私のほうから簡単にご説明を申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業振興地域整備計画のうち、農用地の利用計画の変更の随時変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められているものでございます。

内容の詳細につきましては、農業振興課から説明をさせていただきます。

○農業振興課 農業振興課農政班の鶴澤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、大網白里農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。それでは、着座にて失礼いたします。

今回、大網白里農業振興地域整備計画の7月21日付で農業委員会に意見を照会しております。整備計画の変更につきましては、今年5月末を期限として2件の整備計画変更願の提出がありました。

先ほど、議案書の9ページの照会文書にも記載しておりますが、変更願の内容といたしましては、重要変更として農用地の編入が1件、農用地の除外が1件となります。

次に、各案件の概要を説明いたします。

最初に、案件番号の編入1について説明いたします。

議案書の10ページと議案第4号、参考資料の1ページから3ページをご覧ください。

本件の事業計画者、事業計画地及び面積は記載のとおりとなっております。

次に、参考資料の4ページから5ページをお願いします。

事業計画地は、本市の金谷郷にあります農村ふれあいセンターの北西に位置する農地となっております。

本件は山辺地区における経営体育成基盤整備事業に伴うもので、この整備事業の施行に当たり、事業計画地を農用地に編入する必要があることから合計18筆を非農用地から農用地に編入する事業計画となっております。この経営体育成基盤整備事業は、令和4年2月に採択されていますが、今回、事業計画地の所有者から同事業への参加要望を受けて追加で編入するものとなります。

なお、編入につきましては、農振法第10条第3項第2号に規定された土地改良法に規定された土地改良事業に該当します。

続きまして、案件番号の除外1について説明いたします。

議案書の11ページと議案第4号の参考資料7ページをご覧ください。

本件の事業計画者、事業計画地及び面積は記載のとおりで、専用住宅用地を目的としての農用地からの除外、残りの農地面積は畑として利用する計画となっています。

次に、参考資料の 8 ページをお願いします。

事業計画地はみずほ台 1 丁目南地区に隣接する農地となります。

事業計画者の現在の住宅は北側が崖地となっており、崖崩れによる建物の崩壊が予見されること、公衆用道路から住宅までの進入路が狭く、乗用車での通行が極めて危険なことから、ほかの土地に住宅を新築するための除外となります。

次に、参考資料の 11 ページをお願いいたします。

計画の内容は、事業計画地に木造 2 階建ての住居、3 台分の駐車スペース、浄化槽を設置して事業計画地に隣接する用悪水路に放流するものとなっており、造成に当たり盛土をするため、周囲は L 型ブロックを設置する予定となっております。

次に、参考資料の 12 ページをお願いします。

事業計画者は農用地以外の土地も所有していますが、地元の宅地には全て建築物があり、住宅の新築に必要な面積がないこと、非農用地もありますが、現在の住宅と同じく崖地に接しており、崖崩れの危険があること、接道や日照の条件等を考慮した結果、事業計画地を選択したとのことです。

この農用地の除外に当たっては、農振法第 13 条第 2 項各号、いわゆる 5 要件を満たす必要があります。代替性として農用地以外への土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、2 つ目として、農用地の集団化や作業の効率化等、土地の利用上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、3 つ目として、農用地区域以外における担い手の農業経営及び利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、4 つ目として、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、最後に、土地改良事業等の実施地区の場合、事業実施後 8 年を経過していること、以上の 5 つの要件を満たす必要がございます。

農振計画の変更につきましての説明は以上です。

○議長 ただいま、事務局及び担当課より説明がありましたが、本案については農地部会において、現地調査を行っております。内海農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○内海委員 それでは、ご報告いたします。

去る 8 月 3 日、農村ふれあいセンター研修室において農地部会会議を開催し、先ほど農業振興課から説明がありましたとおり、同様の説明を受けたところでございます。会議当日は、

説明を受けた後、質疑応答と現地調査を行い、各案件について意見の取りまとめを行い、決定いたしました。

議案書の12ページと13ページが農業振興地域整備計画の変更の随時変更に関わる各案件の意見表であり、編入及び除外の案件がそれぞれ1件となります。

次に、案件ごとの概要について説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

初めに、案件番号、編入1における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

編入については2つの項目について意見を求められています。1項目め、地域の農業振興のため、農用地としての土地利用を確保する必要があるか、2項目め、農業の生産向上に資することができるかということでございます。

この土地は、山辺地区における経営体育成基盤整備事業区域の真ん中の南西に位置しており、事業区域へ編入されることで、整田化、大区画化による面的整備と大型機械の導入や機械の共同利用による営農コストの削減が見込まれることから、農地部会としては2項目とも必要性があると決定いたしました。また、その他の意見は、ありませんでした。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

案件番号、除外1における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

除外については3項目について意見を求められています。1項目め、農用地の集団化に支障があるか、2項目め、農作業の効率に支障があるか、3項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるかということでございます。

この土地は、みずほ台に近接しておりますが、周囲は農地や農道、用排水路などの農業用施設に囲まれておりますので、農振農用地から除外された後の農地区分は、第1種農地に該当するものと考えられます。

このようなことから、1項目め、農用地の集団化に支障があるかにつきましては、有りといたしました。その理由は、除外申請地に住宅が建つことにより、除外申請地の西側の農地と東側の農地が住宅により分断されるためであります。

2項目め、農作業の効率に支障があるか及び3項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるかにつきましては、なしと決定いたしました。その理由は、除外申請地の東側の農地は角地であり、現在は田として利用されておりますが、除外申請の計画では、畑に転

換して利用される計画でありますことから、隣接する農地の田と一体的な作業にならないためであります。

また、その他の意見といたしましては、生活排水を用悪水路に放流するに当たり、近隣の営農に支障がないようにすることと決定いたしました。

農地部会からの報告は、以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、案件番号、編入1及び除外1について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結し、議案第4号、案件番号、編入1及び除外1について、順次採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には退室していただきます。農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、案件番号、編入1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、案件番号、編入1は原案のとおり承認することを決定いたしました。

次に、議案第4号、案件番号、除外1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第4号、案件番号、除外1は原案のとおり承認することを決定いたしました。

◎報告第1号～報告第6号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第4号、千葉地方裁判所からの照会について、日程第11、報告第5号、転用事実確認証明について、日

程第 12、報告第 6 号、違反転用に係る是正勧告書及び軽微な農地改良の届出に係る行政指導書の送付についてを一括して議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに、報告第 1 号からご説明をさせていただきます。

議案書の 14 ページと 15 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は 3 件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 2 号についてご説明をさせていただきます。

議案書の 16 ページと 17 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出は 4 件でございます。

農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について転用しようとするものでございます。

届出書類は調べてございますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 3 号についてご説明をさせていただきます。

議案書の 18 ページから 21 ページまでになります。

農地の転用事実に関する照会は 7 件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認をいたしました。

法務局には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第 4 号についてご説明をさせていただきます。

議案書の 22 ページをご覧ください。

千葉地方裁判所から、農地等の現況に係る照会が 1 件ございましたので、現地を農業委員及び推進委員と確認をいたしました。

現地は、ブロック塀で囲まれた住宅敷地となっており、平成 7 年 11 月撮影の航空写真でも同様に認められることから、非農地と回答しております。

続きまして、報告第 5 号についてご説明いたします。

議案書の 23 ページをご覧ください。

転用事実確認証明は 1 件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりです。

この証明は、農地法第4条または第5条の許可後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり、天然ガス採掘抗井及び管理用地に転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

続きまして、報告第6号についてご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

違反転用に係る是正勧告書及び軽微な農地改良の届出に係る行政指導書を令和4年7月19日付けで、土地所有者3名及び施工者1名へ送付いたしました。

土地の所在地、所有者及び施工者、送付書の種別につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

対象地につきましては、別添資料の図面の④の右下に、それぞれ整理番号を示している箇所でございます。

初めに、整理番号1につきましては、軽微な農地改良の届出手続きを行わずに埋め立てられたことから、搬入された土の撤去を求める行政指導を行いました。

次に、整理番号2につきましては、軽微な農地改良の届出に添付された土の搬入元以外の土が搬入されていることが判明したため、是正を求める行政指導を行いました。さらに違反転用に係る是正勧告といたしまして、一時転用許可を得ずに農地へ設置された敷鉄板の撤去を求めるものであり、これにつきましては、勧告後、現地で撤去されていることを確認しております。

次に、整理番号3につきましては、軽微な農地改良の届出に記載された土の搬入元以外の土が搬入されていることが判明したため、是正を求める行政指導を行ったところでございます。

いずれも同じ施工者でございまして、引き続き、直接指導を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第6号の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて日程第7から日程第

12の報告事項を終了いたします。

最後に、各委員、事務局から、連絡事項があればお願いいたします。

内海亮一委員、お願いします。

○内海委員 それでは、農地部会から、毎年、行っております農地の利用状況調査の実施についてのご協力のお願いでございます。

皆様方には、稲刈りが始まる大変お忙しくなる中の実施となり、誠に恐縮ではございますが、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

調査内容は、現地を調査して遊休農地の区分を判定していただきます。調査結果は、次回9月9日の総会時に事務局へリストを提出していただくことになります。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局から説明していただきたいと思います。

皆様におかれましては、これから大変忙しくなることは十分に承知しておりますが、誠に恐縮ではございますが、農地法に定められた業務でございますので、重ねてご協力をよろしくお願いいたします。

以上が農地部会からのお願いでございます。

○議長 ただいま、農地部会長から協力依頼のありました遊休農地の調査の状態について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。

説明に係る関係資料は、机に置いてあります青いファイルと黄色いファイル、2つのファイルを用いて説明させていただきます。

まずは青いファイルのほうをご覧ください。

開いていただきまして、1枚目に説明会次第をつけさせていただきました。

資料に沿って説明させていただきます。

本日の説明の流れは、1番、スケジュール、2番、配付資料の確認、3番、対象リストの確認、4番、調査概要の再確認、5番、調査詳細について、最後に6番、その他、質疑等の流れで説明させていただきます。

それでは、議題1のスケジュールについて説明させていただきます。

青いファイルの次第のところを1枚めくっていただきまして、A4判縦のスケジュール資料をご覧ください。

今回、お願いさせていただく調査は利用状況調査といいまして、現地調査のことを指します。利用状況調査は、上から1つ目の赤丸と2つ目の赤丸の間のところに記載がしてありま

す。現地調査につきましては、8月9日より調査を開始していただきまして、調査結果の提出の期限は9月9日の次回の総会が提出期限となります。

そのほか全体スケジュールとしましては、こちらに細かいスケジュールが載っていますが、そちらの詳細説明は省略させていただきます。

続きまして、議題2、次第のほうに戻っていただきまして、配付資料の確認をさせていただきます。

次第のところの下の方に記載させていただきましたが、配付資料という記載の欄があります。そちらのところに記載があります、まず、青いファイルの中に何があるかというところなんです、今、説明しましたスケジュールの資料、その下にスケジュールの資料をめくっていただきまして、次に、現地確認をしていただく個別対象のリスト、対象農地のリストがA3判でご用意してあります。それが2個目の資料です。

3個目の資料はA3の畳んである資料の次に実施要領というものをに入れてあります。これが青いファイルの3つ目の資料となります。

青い資料の4つ目の資料としましては、実施要領のA4判の紙の次に、カラーの冊子の耕作放棄地対策マニュアル、こちらが制度説明のマニュアルになります。それで、カラーの冊子の一番後ろに、非農地判断マニュアルというのがあります。そちらについては本日、全国農業会議から届いた資料となりますので、つけさせていただきました。

青いファイルの資料構成はそのような形になります。

続きまして、黄色いファイルの資料確認となります。

一番上には対象リスト、先ほども対象リストがありましたが、先ほどはA3判で見やすくしてあるんですが、こちらの資料についてはA4判という形で、内容は同じものとなります。黄色いファイルが現地調査に行くときの関連ファイルになりますので、使用勝手がいいようにA4判とさせていただいてあります。

対象リストA4判の次に全体図という資料がA3判で入れてあります。こちらは都市計画図というものを用品まして、各地区の全体を広域で載せてあります。こちらで大まかな本市の位置を確認していただく資料となります。

次に、こちらの都市計画図、全体図と書いてあるインデックスがつけてありますが、そちらの次に農用地管理図という資料をつけてあります。こちらは農振農用地というものが黄色い塗りつぶしでしてある農振農用地関係の資料なんです、各地区の地番が網羅されていますので、あと農振農用地がどこに設定されているかというのも確認できますので、そういう

地域内の全体の地番が分かる資料としてご用意させていただきました。

続きまして、小字単位の詳細図というのをつけさせていただきました。A3判の農地管理図の次、青いインデックスの何番の何とかいうのが、ばーっとインデックスがついているかと思えます。

青いファイルと黄色いファイルの資料確認としては、詳細説明はまた後で行いますが、資料の確認としては全体構成は以上となります。今のは、議題にはどんな資料があるのかというところの資料確認です。

続きまして、議題、青いファイルの次第のほう、議題3、対象リストについて説明させていただきます。

今回、青いファイルの対象リスト、A3判のリストをご覧ください。A3判の折り曲げてある青いファイルのほうの対象リストになります。こちらが個別確認をしていただきたい各地区の農地の一覧となります。

こちらのリストにつきましては一番左の黄色いところ、目立つように黄色にしてあるんですが、そちらに左から大字コード、小字コードが記載してありまして、このリストは大字、小字、地番、枝番の番号順に上から順番に並んでいます。大字は、例えば永田は1番とコードで管理されています。小字についても管理番号というのがついていて、大字、小字、地番、枝番というものをきれいに並べるのに数字で並べてあります。

1枚目のA3判の右の上のほうには各項目、必ず記入と緑色で塗りつぶしてある資料、書いてあると思えます。こちらの緑色の下のほうには、現地調査日とか2番の区分、作付とか3番、現況、傾斜地とか、4番、発生場所とか記入してくださいというようなこちらの様式に対しまして、何枚かめくると、農地が多い場合は何枚か同じような緑色の見出しがついていますが、その後ろのほうには、またこちらの所有者とかが記載されているような資料のほうもついているかと思えます。

参考資料というのが水色で表示されているところ、1枚めくるとまた青の塗りつぶしで同じ地番なんですけれども、記入欄がなく、所有者が誰ですよとか貸し借りはどうですよとかというのが書いてある、その土地の情報が載っています。

対象リストの資料構成はこのような形となります。

現地調査の結果は1種類目の緑色の欄がある資料を用いていただきまして、調査結果を記入する資料となっております。2種類目のところは所有者等の情報、情報を把握する資料となっております。

対象リストの見方、こちらの記入する用紙を用いて、記入した後に提出していただく、事務局に1か月後の総会で提出していただく、そのような資料となっております。

資料の説明、対象リストの説明としては以上となりまして、続きまして、議題の4、調査概要となります。概要を説明して、次に詳細という形になるのですが、青いファイルの3つ目の資料、実施要領。今の対象リストの次ですね。青いファイルのリストの次の令和4年度遊休農地調査実施要領の1ページ目、めくっていただいて右側が、下にページが書いてあるのですが、1ページ目をご覧ください。

調査の概要ということで、1、概要との記載があると思いますが、遊休農地調査は農地法で定められた調査となりまして、毎年1回、農地の利用状況についての調査を行わなければならないと定められております。それに基づく調査となります。

続きまして、実施要領の3ページから6ページ、3から6をご覧ください。

調査対象から調査方法が記載されております。3ページ目のところの真ん中、7、調査方法の(1)調査対象の把握をご覧ください。

調査対象は、1番の個別の確認の部分と2番のその他の確認の部分という2つに分けられております。1番の個別で記載がある1から11が調査対象ということになっているリストとなっております。先ほど対象リストに農地の筆がずらっとあったのはこちらの1番から11番に該当しているものをピックアップしてリスト化した形になります。

例えば農地法の昨年度、前年度許可分ということで1番なんですけど、例えば農地法の3条で所有権移転して、新しい方が耕作のために買った農地、こちらの利用状況を確認をすることになっておりますので、リストに入れてあつたりします。そのような見方となります。

対象リスト以外、1番の個別確認のところは個別で確認しなさいとなっておりますので、これ以外にも利用状況調査につきましては基本的には全筆確認という定義になっております。全部の筆をくまなく確認するというのは物理的に難しいところもありますので、日々の皆さんの営農の活動の中で、遊休農地とかを見つけたところ、個別の確認リスト以外で見つけたところというのは2番のその他。1番の個別以外のところの農地というところで見つけたものというのをリスト、遊休農地でしたよとかという調査として挙げていただければというような、1番と2番の個別とその他というのは、そういう考え方となります。

続きまして、4ページ目の(3)利用状況調査を行う上での、4ページ目に(2)の次に(3)とありますが、注意事項となります利用状況調査を行うに当たりまして、車で移動し

たり現地調査だったり、あと暑い中での調査になりますので、気をつけて行っていただければと思います。

(3) の注意事項を確認いただきまして、5 ページ目ですが、全体の流れが記載されています。1 番はまず実施日を調整していただく。地区担当者にて実施日の調整を行う。2 番は現地調査を開始する。現地調査は対象リストに記載されている農地の確認と全体農地の確認として、優先順位を1 から3 と記載させていただきました。

調査内容としましては、対象農地を見に行ったときに、まずこの土地が遊休農地かどうかという判断を行う。ステップ2としては、その土地の現況の状況の確認を行う。発生場所の状況の確認を行うという、判定をすることと現況の確認と発生場所の確認というのを対象リストに記載するという形になっております。その後、調査結果を取りまとめていただきまして、A3 の対象リストかもしくはA4 の資料に調査結果を記入して、最後に調査結果を9月9日の合同総会にて事務局に提出していただくという流れになります。

調査の概要の流れとしては、こういう流れが概要となります。

続きまして、この資料を用いて、どのように調査するのという説明になります。次第に戻っていただいて、調査詳細が議題の5になります。こちらについては黄色いファイルの1、2、3、4を用いますという形になりますので、黄色いファイルのほうを開いてください。

まず、一番上のA4判の対象リストというのを先ほど見ていただきましたが、A4判で見づらいんですが、見ていただきまして、対象リストの一番上の行の大字、小字コードというところをご覧ください。

例えば大字コードが1番で、小字も1番であれば、1-1というそのような、大字コードと小字コードというものの見方はそのような見方となります。大字、小字が何番の何とハイフンでつながれて書いてあるのを確認していただきまして、それで今度、この黄色いファイルの中の下のほうに青いインデックスが付けてあるところがその何番の何というのでリンクしております。一番上の大字コードと小字コードのところは後ろのほうの黄色いファイルのほうに何番の何というもので資料がついているのが関連されているのが分かるかと思いません。

それぞれ小字の中の資料と、青いインデックスのところの資料を開いていただけますでしょうか。どこかサンプルでもいいので、黄色いファイルの中の青い横のインデックスの何番の何というところを開いてください。

こちらにつきましては、小字、その小字の中の全体の資料が載っております。こちらのイ

ンデックスがついている資料が小字内のトップページになりまして、それを開いて次のページとかにいくと、その地番が拡大されている資料が、航空写真がなしで1つ入ってくるのと、あともう1枚めくると地番が拡大されて、さらに航空写真が合わせ図みたいな形になっている資料というものの形で現地確認をするときの参考という資料になります。

資料としてはそのような、対象リストで小字の番号まで確認していただく。だけど、その小字がどこにあるのかということで、全体像を用いながら、詳細図はこの横判の青いインデックスで、現地に行ったときにこれを開くと現地の航空写真、ここに家があって、農地の関係はこの位置関係かなというような形で見ていただくというような資料となっております。青色のインデックスのところの見方としてはちょっと分かりづらいかもしれませんが、こういう資料となります。

また全体図に戻ってください。

全体図、都市計画図の1番、A3判の横なんですけど、この全体図と今の青いインデックスの関係はこういうことになっているのかということで見てくださいと思うんですが、全体の中にピンクのマーカールがしてあります。こちらがリストにあるところの位置となります。

このピンクのマーカールがあるところに見なきゃいけない場所というのが記してあるんですが、そのピンクのマーカールの脇に赤い字なり、ちょっと黒い字で何番の何というのがメモしてあります。その番号が小字のリストの番号になりますので、全体図を見ながら何番の何というので青いインデックスを開いていただくというような形で、突合しながら農地を回っていただくという形になります。

一応、全体図と小字の資料というのはそのような見方となります。

こちらの全体図の中のピンクのところを全部回っていただく形で全部確認が取れれば、回っていただくか、もしくは日々の営農活動で、あそこはもう耕作しているよとか把握していれば、確認したことにはなります。

続きまして、赤色のインデックスの農用地管理図というのが全体図の次の後ろにあります。

そちらにつきましては、全体図の中のピンクのインデックスとは関係がないんですが、その地区、各地区の全体の地番を確認できるようにということと、あと農振農用地が黄色で塗りつぶしになっていますので、その辺をより優先して、遊休化していないかということを経営活動中の参考になるのではないかとということでつけさせていただきました。

この農用地管理図、この黄色の資料につきましては、右上にローマ字の何番と書いてあると思います。例えばAの1番とかHの3番とか、そちらの番号は全体図の中の、全体図と

農用地管理図も、農用地管理図が、ローマ字がこの全体図の中のどの辺になるのというのは、ちゃんと全体図の中にもローマ字を入れてあります。その2つもちゃんとローマ字がこちらのピンクの資料のところには何か手書きでローマ字が書いてあります。そこのローマ字の番号がこの農用地管理図の番号にもなりますので、参考にどの辺なのかというのを見たいときにはそのような見方で見ていただければと思います。

ここまでは資料が3種類、全体図、農用地管理図、あと小字の拡大図、3種類あります。

実際の調査方法というところですが、調査結果というのは対象リストに結果を記入していただく形になります。実際に結果として調査結果を書く対象リストをご覧ください。

先ほども説明しましたが、一番上の筆を見ていただきたいと思うんですが、その大字、小字、地番、どここの土地を見に行きました。実際に記入するのは現地調査日を記入していただきまして、まず、②区分というところが作付維持管理2号とか1号、再生困難とか書いてあるんですが、区分の欄がどれに該当するのかというのを記していただきます。丸をつけていただきます。3番のこちらの土地が、現況としてはどういう土地の現況状況だったのか、傾斜地なのか不整形地なのかとかそういうのも見ていただきます。4番は発生場所として山間部にある土地なのかどうか。

こんなに細かくやるというのは、これは報告するのではなくて、こちらの項目が必要になってきます。県のほうが、国のほうがこういう項目まで挙げろという形になってきますので、ちょっとご協力をいただきたいと。平地部分の地区についてはみんな、平地と書いてもらえれば。みずほの地区とか山間部があれば山間なのかどうかというのを挙げてもらえればと思います。対象リストにそのような日付からそういうものを丸を記入していただくというのが調査の記入方法になります。

区分とか現況についてどのようなものなのというところで、それにつきましては、また青いファイルに戻ってしまいます。

青いファイルの真ん中に実施要領というのがあるのですが、実施要領の6ページをご覧ください。

6ページの(4) 調査する内容の詳細ということで載せてあります。(1)の遊休農地等の区分の判断、これは対象リストに区分というのがあったと思うんですが、そちらをご覧ください。

区分は1番から6番に分かれております。作付していれば1の作付に丸をしていただく。年1回でも手入れ、作付はしていないんですけれども、手入れをされている農地であれば、

維持管理はしているという維持のリストに丸をしていただく。作付とか維持管理を年1回やっているということであれば、遊休農地対象ではないような区分として一応管理のリストとしてはなる形となります。

次の3番から5番、こちらにつきましては遊休農地対象となります。6番は荒廃度が重度ということで、こちらは既に遊休農地というよりは農地以外の状況となっていますというような判断が6番となります。区分の3から5と6については、後ほどパンフレット及び写真のイメージを含めて説明をさせていただきます。

続きまして、(2)、6ページを今見ていただいておりますが、遊休農地等の現況の確認をご覧ください。

1、傾斜地から8番まで項目があります。現地調査を行った農地は、1の遊休農地の区分判定は判定でやるのですが、こちらの2番の1から8番のどれに当たるのかというものも確認をしていただきたいと思います。この中で、傾斜地、不整形地、狭小地、湿田、5番、これが囲繞地と読むようで、囲繞地というのは公道、道路と接していない袋地となっているような土地、そちらに進入するために必要な土地となっているところのことを囲繞地というようで、囲繞地通行権とかという民法みたいなもので引っかかってくるようなケースもあるみたいなので、そういう特殊な土地が農地の地目である場合は通行する権利みたいなものもかかってくるので、囲繞地とされるようなところは5番としていただくということで、こういう項目があるようです。該当はあまりないかとは思いますが。

現況は傾斜地なのかどうかという現況を確認していただくのと、あと3点目は発生場所の確認も併せて行ってください。こちらは書いてあるとおりの状況がどうかというのをご自身で判断していただく形になります。

続きまして、遊休農地調査の今、1番でやった1番から6番の作付とか維持管理、遊休農地の説明に入らせていただきます。

青いファイルのカラーのパンフレットの耕作放棄地対策マニュアルをご覧ください。パンフレットのページの4ページ、5ページになります。

耕作放棄地のイメージと書いてあるところとなります。遊休農地対象の区分は3つの区分となります。2号の遊休農地、1号の緑区分、1号の黄色の区分、3つとなります。一番荒れていないというのが2号遊休農地、一番荒れているというのが1号黄色区分のみとなります。その中間が1号の緑区分ということになります。

5ページから説明します。

5 ページの1号黄色区分のところ、中段のあたりをご覧ください。

1号の黄色区分はいろいろ書いてありますが、農業用機械、トラクターなどと重機を併用しないと耕作が可能な状態には戻せないというのが1つの判断ポイントとなります。もう一つは低木がまばらにある状況、このあたりが判断ポイントになるかと思います。この区分につきましては、農業用機械及び人力では耕作可能な状態には戻せない。大規模な整備が必要という状況の農地がこの区分となります。トラクターだけで戻せるんじゃないかなというところはこちらには合致しない形ですね。それ以上の作業が必要じゃないかとなると1号黄色区分という形になります。

続きまして、1号黄色区分に合致はしないよなというところであれば、次は1号緑区分というのが1個格下げであるんですが、そちらが農業用機械及び人力で耕作可能な状況に何とか戻せるんじゃないか、低木も1メートル未満のものが数本程度ぐらいかなと、大規模にならない整備で耕作可能となるような農地であれば、この1号緑区分。ちなみにこちらは昨年度はゼロ件でした。

続きまして、1ページ手前の左側のページの4ページとなります。

2号遊休農地というのがあります。こちらは1号の緑でもないところなんですけど、こちらは作付はしているんですけども、作付具合とかがかなり農地として低利用、利用具合が低いなというところで、そういうような利用のところは2号遊休農地という判断になるんですが、昨年度はゼロ件でした。

遊休農地区分はこの2号遊休農地、1号緑、1号黄色の3つの区分という形になりますので、判断するときはこの資料を参照していただく形となります。事務局も判断するときはこちらの判断指針に基づいて、様々な状況がある中で委員さんと相談しながら決めていましたので、こちらを基にそれぞれで判断していただくという形になるかと思います。

次に、遊休農地対象ではなく、農地として再生が困難、既に農地ではない、非農地相当となっている農地となる区分についての判断ポイントというのがあります。それが同じく資料の5ページになります。

1号黄色区分の先ほど説明した大規模な基盤整備事業とかで農地に戻すという選択肢もこれは考えられない。現状が農地以外の地目の様相になっている土地がこの区分となります。基本的には山林化が顕著なところはここに合致してくるかと思います。昨年度も数十件、こういう再生困難農地というのがありました。再生困難農地という区分で判断したという形になると、所有者等の確認を経て、農地台帳から除外する手続を踏む流れとはなりません。この

区分が多くなってくると、市の全体農地面積がどんどん減少してしまうことにもなりますので、できる限り、農地に戻すことが可能かどうかというのを調整した上で、そのステップを踏んでからこの区分にしていくというのがいいのかなとは思いますが。

しかし、新規発見の場合で1号黄色でまず判断してとかということにしていくまでもなく、もう誰がどう見ても再生は困難であろうというような状況の場合は、もう初めて見た農地であっても、ここは再生困難農地という区分に丸をしていただくというのは、それは支障がありませんので、この判断基準に基づいてやっていただければと思います。昨年度は、こういう判断指針の中で再生利用困難農地が、判断基準も皆さんの中で統一がされない中で結構多く出てしまったので、1号黄色区分ということの判断を再度認識いただいて、また1号黄色に是正したというのもありますので、1号黄色というところで、よっぽど山の中とかであれば再生困難農地というところが多くなってくるのかなというところでは思っております。

再生困難農地になりましたら、そのまま農地台帳から除外されるのではなくて、農業委員会の総会に議案としてかけて、農地台帳から除くこととしてよろしいかということで決を取って、決定したら農地じゃなくなるという形になりますので、それで所有者に対して非農地となりましたと通知を送る。所有者の方はそれを受け取った後に法務局に行って、その書類を基に地目を変更する。山林だったら山林に変える。最後、法務局の登記官がそれを認めたら、法務局の地目が変わるという流れになります。

この非農地判断の資料は、昨年度はここまでの資料でした。全国農業会議から、この遊休農地調査は8月に行いなさいということになっているんですが、非農地判断の参考資料が8月の本日付で送られてきたものもありますので、それをパンフレットの資料の次の資料、非農地判断マニュアルというものが本日午前中にメールが届いたので急いで付けてきました。

こちらのほうを参照していただきたいんですが、こちらのほうが写真でより具体化されて、非農地のケースが載っております。4ページから6ページ、青いファイルの一番後ろの資料になります。そちらの4ページから6ページ、そちらを確認していただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、非農地判断の対象となる農地の事例ということで、1番から5番まであります。1番は雑木が複数存在している、全体的に山林化している。2番は一部は山林化しているんですが、山に隣接していて鳥獣被害も多いような場所ですという。3番は形が異形であり、復元しても営農は難しいんじゃないかというのがこういうような事例で載っております。4番は山林に復元したとしても利用は見込まれないような立地の場所。5番は周辺の開発で機械の進入が困難になってしまったような場所というようところが例

として載っておりますので、あとは地域の実情にこれらを照らし合わせて、同じようなことといえるかというところで、再生困難農地に丸する場合は慎重な形で丸をしていただくという形をお願いしたいと思います。

基本的に、昨年度までは事務局がルートを決めて半日、皆さんご一緒していただきまして回りました。来年度、令和5年度からは、今年度中でタブレットという端末が遊休農地調査で導入されます。今年度中に調達するのですが、今年度中の実施はできないのですが、来年度の調査からはもう運用しようと思っております。

タブレットになるといろいろ絶対的に、ポチポチ押して、各委員で押していただかないといけないという、ルートとかそういう形ではなくて、基本的に広い形で見えていただかないといけないという形の、遊休農地調査の基本的な作業を機械的にやらなきゃいけないという形になりますので、今年度、委員さんの改選のタイミングもありましたので、令和4年度から事務局が誘導して回る方式からリストをお渡しするのと、あとは全体の日々の営農活動の中であそこは見ているよとか把握しているよというところは見に行かなくても、リストにもう営農とか作付とか丸しちゃって構いませんので、実際にあそこは日々通らないから分からないよなんていうところは、お手数ですけども、ちょっと足を運んでいただいて、ひとつ確認した上で丸とかどこかにつけるかというのは判断いただくということでお願いをさせていただきたいとは思いますが、いきなり方式が変わると困ると思いますので、委員さん、推進委員さん、両方変わっちゃった地区は経験ありませんので、そこは事務局、私までご連絡いただければ、半日、日程調整、スケジュールを調整、言っていただければ都合が合えば半日、一緒にご同行して、こういうやり方でいきましょうということを説明しながらいきたいと思っております。

委員さんが変わっていないところにつきましても、最初、一、二時間だけでも一緒にやってみましょうという話であれば、ご相談いただければスケジュールを決めて、個別で対応してやっていこうと思います。今ままで変更となるのは、もう日程を決めてご同行いただいたという方式から、基本はお任せさせていただくんですけども、ご相談いただければご同行させていただいて、全部の農地のチェックまでは日程上、行かないかもしれないんですけども、ここの小字3つぐらいは一緒に回りましょうとか、その判断基準をすり合わせるのにそういうような対応もするように考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

資料のほうがたくさんになってしまうんですが、対象リストのほうを丸して出していただく。これが1か月後になってしまうという。ちょっと短いスパンになりますが、全部を今か

ら回るとなるとかなり難しいんじゃないかなとは思いますが、全体図の中で大体、あそこは作付しているとかそういう判断で、事務サイドでまずは埋めていただいて、ここは見に行かないと分からないというところの調査をやっていただく。で、リストを提出していただく。

委員さんと推進委員さんで協力していただく形になるので、それぞれに資料をお渡ししてありますが、リストはそれぞれから提出するというよりは、どちらかが代表して提出していただくか、あとはもう役割を分けて、ここからここまでは委員さん、ここからここまでは推進委員さんと分けてあるのであれば、それぞれで提出していただいても、説明していただければ、こちらは受け取る際に分かれば大丈夫ですので、それぞれの地区のやり方で調査していただければと思います。

説明のほうは長くなりましたが、以上となります。

○議長 ただいまの事務局からの説明事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

○川嶋委員 これだけの説明資料と今日の資料、大変だと思います。ご苦労さまでした。

この前、役員会で説明させてもらったんだけど、期間ですよ。稲作やっている人は8月のお盆過ぎ、20日過ぎになりますと。そこからずっと稲刈りにつきっきりになりますよね。実質、明日からやったら10日間ぐらい、やはり無理なスケジュールだと思うんですよ。量的にもね。来月の農業委員会に提出できなかったといった場合はどうなるんですか。

○事務局 遊休農地調査自体が8月頃やるようにというふうになっているんですが、そのような実態というのはこちらも把握はしているんですが、遊休農地調査を市内全部で回ったらどのくらいの面積が出てくるんだみたいな、結構な量が出てくると思うんですね。実際、今、皆さんの日々の営農活動の中で大体把握している部分というのもある中で書いていただければという説明の中で、出せる範囲で出させていただきます。

それは来年も同じような調査がある中で大体把握しながら活動していただくという形なので、実際に現地に行くとすると、時間を取って、1つの農地に行くだけでも何十分、1時間とかかかるのも私も一緒に行って把握しています。なので、全部行くのは、この資料を作っている中で膨大な数の農地があるなどというのは分かっていますので、できましたら、ある程度、日々の営農活動の中で把握しているよという部分の中は、その中で記入をしていただく。作付、維持管理という形でやっていただいて、あの辺はこういう状況だよとか、去年はあの状況から、あの辺は変わっていないよということであれば、去年と同じとかと書いてもらえ

れば、それでこちらも把握します。

これは何が一番大事かというところ、遊休農地と記したところは意向調査をしなきゃいけない、郵送調査をします。そうするとすると、また意向調査の回答とかという形を所有者に求める形になってしまいますので、昨年度、意向調査とかをしていけば1回は維持管理とかしているだろうなというところとかはそういう日々の営農なり、昨年度の回った中であそこはこういうふうになっているよなという中でご回答をいただければ。回るとなったら時間は足りないと思います。なので、昨年度から今月の8月に至るまでの間で把握している部分というのはそのまま机上の中で進めていただく。それで出していただくというのがサイクルとしてはいいんじゃないかなと思います。

昨年度の時点でそういう説明をしなかったのも、そういう見方はしてきていないよというところは、切替えの年ですのであるのかなとは思いますが、出せる範囲で出していただく。確認していなくて分からないところを遊休農地と出していただくのは問題が出てしまうと思いますので、今回は委員の任期が3年ありますので、第1クール、1年目はこのゾーンだけしっかり見たよとかいう形で出していただくとか、そういう地区でのやり方というのも、また地区によって面積なり案件が少ない地区の5倍ぐらいある地区もありますので、ちょっとそこは委員さんの人数が変わらないのに差が随分ありますので、そこら辺はやり方をご協力をいただきたいと思います。

意向調査から非農地判断までするに当たりまして、スケジュールとしてやっぱり8月、9月あたりにどうしてもやらないとちょっとというところではあるんですが、これが6月、7月となると、その年の遊休農地の調査要領とか判断基準というのが出ていないんですね。非農地判断の調査要領というのも今日届いたぐらいで、かなり調査をしろというほうの要領が出てくるのも遅かったりしますので、その辺でできる範囲の中で出していただくということでご協力をしていただきたいと思いますということで、今回、この日程で決めさせていただきました。ご無理はすごいあるんですが、申し訳ありませんが、回答となります。

○今関委員 提出は9月9日でないといけないのでしょうか。

○事務局 9月9日をお願いします。

青いファイルのほうのスケジュールの中で、利用意向調査を郵送したりとかするところ逆算すると、そういうスケジュールになってきてしまうというところで、9月9日というところをお願いしたいと思います。そこで上げられたものについては意向調査とかを、遊休農地であれば郵送して、次のステップに行こうかなと思います。

○今関委員 全体図、これが私の見るところなの。

○事務局 はい、そうです。継続している場所に加えて、3条の届け、所有権移転とかが今回あったところとかを追加してあります。

○今関委員 だから、要はこの全体図はこれでしょう。

○事務局 そうです。見るところはそちら。

○今関委員 把握してある場所は改めて現地確認をしなくても構わないのか。

○事務局 把握されていればそういう形で支障がありません。

実際、さらにそこに書いてあるもの以上に農地全体を常に毎年、見回ることみたいなことを定義されているので、現実的なところでは難しい中で、国のほうもタブレット導入を進めているのは今後、ドローンとか、今の技術を生かして、実際に見に行かなくても大体、大型の農地を遊休化しているかというのを判別できるような技術を今後は導入する方向性にもあるんです。現実的には見回るといのは人力だけでは難しいので。その移行期になりますので、日々の営農活動の中でその辺はご判断というところも含めて、今回は事務局と一緒に回らない方式という中で出させていただきたい形です。

以上が回答となります。

○今関委員 さっき説明を受けた中で、言葉の意味が分からない。

○事務局 囲繞地ですか。囲繞地は実施要領の6ページになります。

○今関委員 1番から8番まで6ページのところ。

○事務局 青いファイルの実施要領、6ページの(2)です。

(2)につきましては、傾斜地がどのような事例のところを傾斜地というとかという。

○今関委員 6番の連担困難は。

○事務局 農地が続いて、農地が連続であると耕作上も連担していると作業効率がいいと思うんですけども、そういう連続も取れないとなると、ぼんと余っちゃった農地という、そういうようなところが連担困難という認識でいるんですけども。

○今関委員 集積が不可能。

○事務局 そうですね。

○今関委員 そうすると集積不可能になりますね。

○事務局 実施要領のほうは載っていることをそのままつけています。

詳細説明を次回から加える形で資料訂正をさせていただきます。

○今関委員 結構でございます。

○齋藤（重）委員 よろしいですか。A3判の①の調査日、②の区分、③の現況、④の発生場所、書くところがありますよね、チェックするところが。1番と2番は分かるんですよ。3番の現況、2番に2号まで作付、維持管理、2号までに丸をつけた場合は、3番は、これは一番最後の遊休農地になり得る現況は有していないというふうになる。

○事務局 説明します。

遊休農地になり得るような、なりやすいところというのは傾斜地、傾斜しているからちょっと管理しづらくて、遊休農地になってしまうという要素があるんじゃないかとか、そういうような不整形地、狭小地、湿田、囲繞地、連担困難。

○齋藤（重）委員 それというのは、作付、維持管理、2号までに丸をつけた場合は、3番はチェックしなくたっていいということだね。

○事務局 いや、作付、維持管理までは3番、4番は要りません。すみません。

○齋藤（重）委員 要らないんだよね。

○事務局 そうですね。説明が足りてませんでした。

○齋藤（重）委員 要らないんだよね。

○事務局 はい。3番、4番は要りません。けれども、2番は遊休農地の該当になるので、これは調査報告で3番と4番の情報も記していただく必要があります。

○齋藤（重）委員 これは1号の緑、黄色、再生困難の場合に3と4を書くということ。

○事務局 そうですね。2号と1号ですね。

○齋藤（重）委員 2号と1号が再生困難の場合には3番の現況と4番の発生場所を記すということですね。

○事務局 はい、記してください。説明が足りてませんでした。

○齋藤（重）委員 作付されている田畑と維持管理されている田畑は3番、4番は記入は不要ということですね。

○事務局 はい、不要です。

○齋藤（重）委員 とにかくみんな8月は忙しいんで、昨年の遊休農地の判定で、1号の黄色とかいろいろ書いてあるじゃないですか。そこを重点的に皆さんチェックしてもらえば、良いのではないのでしょうか。

○事務局 回答させていただきます。

現実的に農地法に基づいて見なさいと書いてあるところをやるには、人力では無理だと思います。なので、やれるところから確認して行って、遊休農地を増やさないような作業を皆

さんにご協力いただくというのを何年も続けていって監視していくということが必要だと思います。事務局としては調査概要の中でどういうふうに調査、調整していくかというところで、ご協力をお願いしたい。説明としてはこういうふうにやるところ、対象はこれだけあるんですよという説明をしなきゃいけないのはご理解いただきたいと思います。

その中で、地区ごとに増やさないようにちょっと目を光らせていただいて、あそこはちょっと意向調査をかけなきゃなとか、そういうようなところで遊休化するところを増やさないようにご協力していただければと思います。

○齋藤（重）委員 それはよく分かるんだけど、調査区分に3条の届出ありました、利用集積でありました、書いてあるでしょう。毎回の総会のときに現地調査に行って3条を審議している、利用集積を集積している、何のためにやっているんだよと。それをまたやるのかと。

○事務局 こちらは、これをまたやらなくていいというふうに定義としてはなっていないくて、前年度、それをやった後に今年度、耕作しているのかと確認をしないと遊休農地が増えていくでしょうというのが国の考え方なんです。

なので、昨年やった案件の耕作者の方とかとお話ししているし、地元の人で把握されていると思うので、なので机上の中であそこはやっているよということでの確認となるかと思うんですが、確認対象ではあるよということをご理解いただきたいと思うんです。そこはもう調査もしていただいているのもう大丈夫だということの認識の中では進んでいるとは思いますが、一応、そういうことの確認、網を張って、目を光らせていきましょうというふうになっておりますので、そういう形で日々、見守っていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 ほかにありませんか。

○齋藤（重）委員 この調査した半日とか休みの日、1日かかっちゃっただとか、半日が3日かかったとか、それは出勤簿みたいなのに書いて。

○事務局 活動記録に後で記入をお願いします。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたします。

慎重ご審議ありがとうございました。

これもちまして、第4回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。
皆様、ご苦労さまでした。

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月8日

農業委員会長

鴫澤英夫

署名委員

内山充弘

署名委員

中村和敏